

「歯科診療情報の標準化に関する実証事業」仕様書

1 事業名

歯科診療情報の標準化に関する実証事業

2 事業の目的

東日本大震災での身元不明遺体の身元確認において、身元不明遺体が有する歯科所見と歯科医療機関(病院、歯科診療所)が所有する生前の歯科診療情報を照合・鑑定することによる身元確認の有効性が改めて示された。しかし、津波等による歯科医療機関の崩壊や流出によって、歯科医療機関が所有する対象資料(歯科診療録やエックス線写真等)を収集することに困難を要したことや、身元確認を行うための歯科診療情報の標準化が図られておらず、身元確認作業に困難をきたした事例が見受けられた。

これらの経緯から、災害時等の歯科所見を用いた身元確認を効率的かつ効果的に実施できるよう、本事業においては、歯科医療機関が電子カルテ等で保有する身元確認に資する歯科診療情報を標準化するための方策について実証することを目的とする。

3 委託する業務の内容

(1) 歯科診療情報を標準化するための方策の実証

1) 検討委員会の設置・運営

歯科診療情報の標準化に関する事業(以下、「本事業」という。)を実施するにあたり、歯科医学や災害対策等の有識者からなる委員会を設置し、事業を円滑に実施できる体制を整える。

2) 事業企画・立案

本事業実施にあたり、平成26年度に実施された「歯科診療情報の標準化に関する検討会」における報告(厚生労働省のHP掲載:<http://www.mhlw.go.jp>)や平成26年度受託事業者により提出された報告書等を踏まえ、歯科診療情報の標準化様式(以下、「標準化様式」という。)を定める。

この標準化様式を用いて、今後の一般展開を視野に入れ、電子カルテ等との互換性、妥当性等を検証するとともに、歯科診療情報をバックアップするための方策を検証することとする。

なお、これらの検証を行うにあたっては、現在、国際標準化機構(International Organization for Standardization: ISO)において検討されている歯科情報標準化の動向を踏まえつつ、その互換性等について配慮すること。

また、これらの事業の方針については、平成27年9月頃実施予定の「歯科診療情報の標準化に関する検討会」で了承を得ること。

3) 事業実施

1) 2) で検討された内容を踏まえ、標準化様式を用いて協力機関が所有する電子カルテ等の情報から個人を特定出来るよう本事業を実施する。

① 協力機関の確保

事業の実施にあたり、協力機関等の理解を得るため、事業実施内容及び事業施に際しての注意点等に関して、協力機関等を対象とした説明会を開催する。

② データの収集・分析

本事業の効果を検証するため、協力機関等から実証結果等のデータを収集し、分析する。データの収集・分析にあたっては、個人情報管理に十分に注意するとともに、流出・漏洩・盗難等の事故発生時には速やかに被害拡大等対策を講じ、厚生労働省に至急報告し、指示を受けること。

4) 結果検証

本事業において得られたデータを収集・分析し、標準化様式の有効性を検証する。標準化様式を検証するにあたっては、歯科医療分野の知見を用いて、診療現場にて使用されている歯科用語等を取りまとめ類型化する等、実現可能性を考慮した上で、標準化情報の有効性や妥当性を評価すること。

(2) 検討会への報告

平成 27 年度に厚生労働省にて「歯科診療情報の標準化に関する検討会」を年 2 程度(9 月、2 月頃)開催する予定としており、受託者は本事業で得られた事業結果や検証結果について資料を提出すること。また、受託者は検討会にオブザーバーとして出席し、企画等の内容について報告を行う。

(3) 報告書の作成

(1) 及び(2) で得られた意見等を踏まえ本事業に係る報告書を作成し、平成 28 年 3 月 31 日までに歯科保健課まで提出すること(紙媒体 10 部及び電子媒体)。なお、報告書は原則 A 4 で作成するものとする。

4 倫理的配慮

本事業の実施にあたっては「疫学研究に関する倫理指針」(平成 20 年 12 月 1 日文科科学省・厚生労働省)等の指針、ガイドラインを十分踏まえることとし、事業の実施にあたっては倫理審査委員会の審査を受けるものとする。

参加者に関するデータを取り扱う際には、個人情報保護法及び関連するガイドライン等を踏まえて個人情報保護への十分な配慮を行うこととする。

その他、本計画を実施する上で必要な倫理的配慮を講じる。

5 契約期間

契約締結日～平成 28 年 3 月 31 日

6 経費

9, 7 0 3, 0 0 0 円以内